

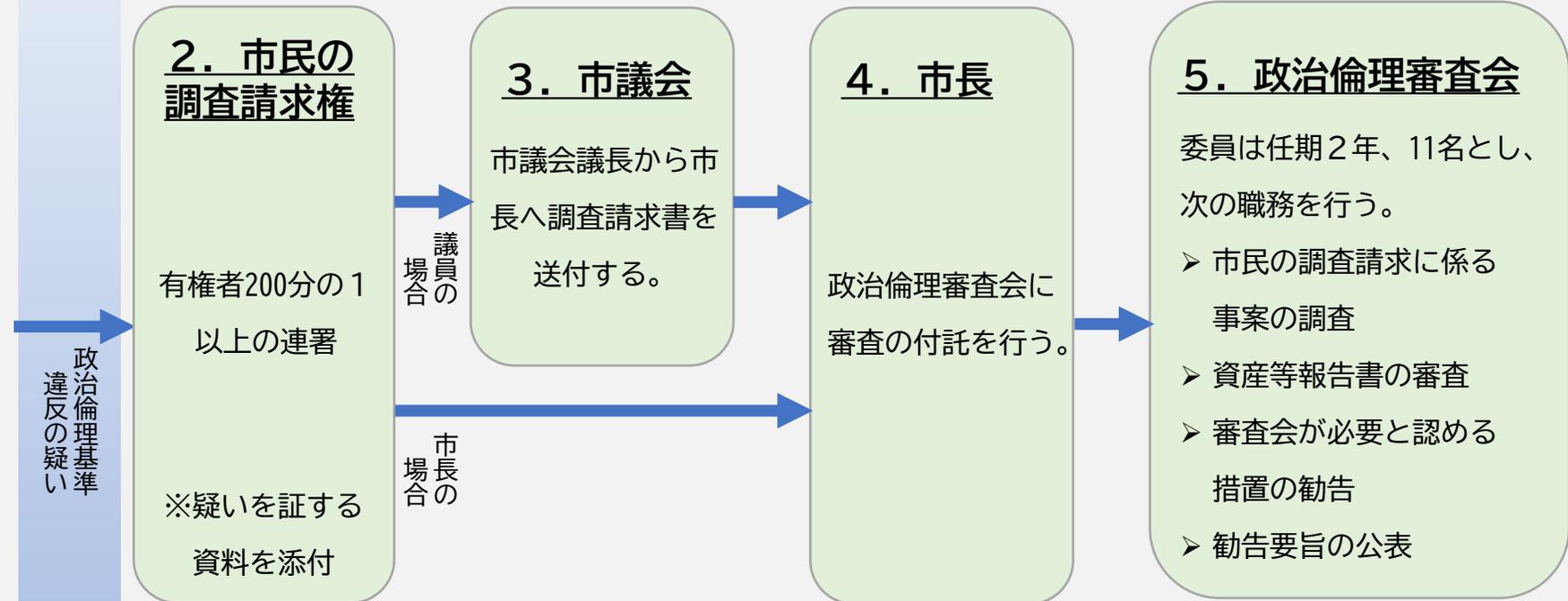
熊本市政治倫理条例の概要

議員等の責務

1. 政治倫理基準

- 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしないこと。
- 政治活動に関し、企業、団体等から政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- その地位を利用しいかなる金品も授受しないこと。
- 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- 市民全体の奉仕者として行動すること。また、市民全体の代表者として、法令を遵守しその品位と名誉を損なう行為を慎むとともに、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

遵守するための仕組み



過去に審査した事案は4件である。

- 平成12年第1号事件（13回開催）：「市行政計画を利用した『土地転がし』に関与した事案」
- 平成13年第1号事件（9回開催）：「リノベーション住宅用地買収に関与した事案」
- 平成16年第1号事件（9回開催）：「市職員人事異動に関して口利きをした事案」
- 平成27年第1号事件（10回開催）：「肉豚委託販売契約調印式における妨害した事案」等